

2021年10月20日

各位

不動産投資信託証券発行者名  
オリックス不動産投資法人（コード番号 8954）  
代表者名 執行役員 尾崎 輝郎

資産運用会社名  
オリックス・アセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 亀本 由高  
問合せ先 執行役員 山名 伸二  
TEL: 03-5776-3323

## 規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、2021年10月20日開催の役員会におきまして、下記1乃至4に記載の規約一部変更案及び役員選任案を2021年11月26日に開催される本投資法人の投資主総会に付議することについて決議しましたのでお知らせします。

記

### 1. 規約一部変更の主な内容及び理由について

#### (1) 第11条関連

本投資法人の投資主総会は、現行規約第12条第2項に従い、隔年毎に招集することとしていることから、これと趣旨の重複する規定の削除を行うものです。なお、規約変更後も変更後の規約に基づき、隔年ごとに投資主総会を開催します（変更後の規約第11条）。

#### (2) 第17条関連

本投資法人では、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、現行規約第17条において、みなし賛成に関する規定を定めております。

しかしながら、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しいと考えられ、かつ、投資法人のガバナンスの構造に大きな影響を与え、投資主の利益に影響を及ぼす可能性がある投資主総会決議事項について、みなし賛成制度が適用されることにより、必ずしも投資主全体の意思が直接的に反映されないまま提案が可決される可能性があるため、近時の少数投資主による投資主提案に係る議論を踏まえ、投資法人の運用体制に大きな影響を与え、投資主の利益に影響を及ぼす可能性がある投資主総会決議事項のうち、相反する議案を提出することが性質上難しいと考えられる事項等について、投資主の意思をより直接的に反映させることを目的として、投信法第93条第1項及び規約第17条第1項に定めるみなし賛成制度の適用対象外とする旨の規定を新設し、引用条項を整理するものです（変更後の規約第17条第2項）。

#### (3) 制定・改定履歴関連

上記の規約改定に伴い、制定・改定履歴の変更を行うものです（変更後の制定・改定履歴）。

（規約変更の詳細については、添付資料「第14回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

### 2. 執行役員1名選任について

執行役員尾崎輝郎から、本投資主総会の終結の時をもって執行役員を辞任したい旨の申し出がありましたので、後任の執行役員1名（候補者：三浦洋）の選任をお願いするものです。なお、本議案によって選任される執行役員の任期は、本投資法人規約第21条第1項但書に基づき、就任する2021年11月26日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議題とする投資主総会の終結の時までとします。また、本議案は、2021年10月20日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意を得て提出されたものです。

（執行役員1名選任の詳細については、添付資料「第14回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

### 3. 補欠執行役員 1 名選任について

執行役員が欠けた場合に備え、補欠執行役員 1 名(候補者:服部毅)の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第 21 条第 3 項に基づき、第 2 号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。また、補欠執行役員の選任の効力は、執行役員に就任する前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

なお、本議案は、2021 年 10 月 20 日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意を得て提出されたものです。

(補欠執行役員 1 名選任の詳細については、添付資料「第 14 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

### 4. 監督役員 3 名選任について

監督役員片岡良平から、本投資主総会の終結の時をもって監督役員を辞任したい旨の申し出があり、また、小池敏雄及び服部毅の 2 名から、ほかの監督役員と就任の時期を揃えるため、本投資主総会の終結の時をもって監督役員をいったん辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて監督役員 3 名の選任をお願いするものです。なお、本議案によって選任される監督役員の任期は、本投資法人規約第 24 条第 1 項但書に基づき、就任する 2021 年 11 月 26 日より、選任後 2 年を経過した日の翌日から 30 日以内に開催される監督役員の選任を議題とする投資主総会の終結の時までとします。

(監督役員 3 名選任の詳細については、添付資料「第 14 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

### 5. 日程

2021 年 10 月 20 日	投資主総会提出議案承認役員会
2021 年 11 月 11 日	投資主総会招集通知の発送(予定)
2021 年 11 月 26 日	投資主総会開催(予定)

以上

添付資料 第 14 回投資主総会招集ご通知

(証券コード 8954)  
2021年11月11日

投資主各位

東京都港区浜松町二丁目3番1号  
オリックス不動産投資法人  
執行役員 尾崎輝郎

## 第14回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第14回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。つきましては、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2021年11月25日（木曜日）午後5時までに本投資法人に到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人規約第17条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をされない場合には、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

規約第17条（みなし賛成）

1 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2 前項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

## 記

1. 日 時：2021年11月26日（金曜日） 午前10時（開場：9時30分）

2. 場 所：東京都港区浜松町二丁目3番1号  
日本生命浜松町クレアタワー 5階  
浜松町コンベンションホール 大ホール  
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 投資主総会の目的である事項：

#### 決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員3名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有するほかの投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎投資主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の本投資法人のホームページ (<https://www.orixjreit.com/>) にその内容を掲載いたします。
  - ◎本投資主総会においては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、感染拡大防止に向けた対応を実施いたします。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。
  - ◎従前、投資主総会終了後に開催しておりました本投資法人の資産運用会社であるオリックス・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」につきましては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、今回は開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。これに代えまして本投資法人の2021年8月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のホームページ (<https://www.orixjreit.com/ja/ir/library.html>) にてご覧いただくことができます。
  - ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について

本投資法人は、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様  
の安全の確保及び感染拡大防止のため、以下の対応を行うことを予定しております。  
投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

### <投資主様へのお願い>

- 本投資主総会における議決権は、書面によって行使することもできます。投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様の安全確保及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ご自身の健康状態にかかわらず、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討くださいますよう強くお願い申し上げます。
- 特に、ご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- 本投資主総会へのご出席をご検討されている投資主様におかれましては、本投資主総会開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況、当日までのご自身の健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなさいませぬようお願い申し上げます。

### <来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環として、来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員、役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとる予定であり、会場の収容スペースに限りがあるため、十分な数のお席を確保できない場合がございます。万が一お席をご用意できない場合、会場内への入場を制限ないしお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 本投資法人の役員、役員候補者及び運営スタッフは、原則としてマスク等を着用した状態で対応させていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスク等を着用の上で会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒及び検温の実施にご協力いただきますようお願い申し上げます。ご協力をいただけない投資主様につきましては、ご入場をお断りする場合がございます。また、検温時に37.5℃以上の発熱、咳等の新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状をお持ちの投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記の各対応により、会場受付に通常よりもお時間を要することが見込まれますので、会場へお越しいただく際は、お時間に余裕をもってご来場いただきますようお願い申し上げます。
- 本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきます、ご退席いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- 本投資法人の資産運用会社による「運用状況報告会」は、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2021年8月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のホームページ (<https://www.orixjreit.com/ja/ir/library.html>) にてご覧いただくことができます。
- 上記のほか、本投資主総会の秩序維持及び新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解及びご協力のほどお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、やむを得ず本投資主総会の延期又は会場の変更、上記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ (<https://www.orixjreit.com/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいませようようお願い申し上げます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案：規約一部変更の件

#### 1 提案の理由

##### (1) 第11条関連

本投資法人の投資主総会は、現行規約第12条第2項に従い、隔年毎に招集することとしていることから、これと趣旨の重複する規定の削除を行うものです。なお、規約変更後も変更後の規約に基づき、隔年ごとに投資主総会を開催します（変更後の規約第11条）。

##### (2) 第17条関連

本投資法人では、投信法第93条第1項に基づき、現行規約第17条において、みなし賛成に関する規定を定めております。

しかしながら、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しいと考えられ、かつ、投資法人のガバナンスの構造に大きな影響を与え、投資主の利益に影響を及ぼす可能性がある投資主総会決議事項について、みなし賛成制度が適用されることにより、必ずしも投資主全体の意思が直接的に反映されないまま提案が可決される可能性があるため、近時の少数投資主による投資主提案に係る議論を踏まえ、投資法人の運用体制に大きな影響を与え、投資主の利益に影響を及ぼす可能性がある投資主総会決議事項のうち、相反する議案を提出することが性質上難しいと考えられる事項等について、投資主の意思をより直接的に反映させることを目的として、投信法第93条第1項及び規約第17条第1項に定めるみなし賛成制度の適用対象外とする旨の規定を新設し、引用条項を整理するものです（変更後の規約第17条第2項）。

##### (3) 制定・改定履歴関連

上記の規約改定に伴い、制定・改定履歴の変更を行うものです（変更後の制定・改定履歴）。

## 2 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第11条 (投資主総会の開催)  <u>本投資法人の投資主総会は、2年に1回以上開催する。</u></p>	<p>第11条 (削除)  <b>【削除】</b></p>
<p>第17条 (みなし賛成)            1 <b>【条文省略】</b>    <b>【新設】</b></p> <p>2 前項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>	<p>第17条 (みなし賛成)            1 <b>【現行どおり】</b></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項 (役員及び会計監査人の解任)、第140条 (規約の変更) (ただし、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。)、第143条第3号 (解散)、第205条第2項 (資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意) 又は第206条第1項 (投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約) に係る議案の決議には適用しない。</u></p> <p>3 第1項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>
<p>制定・改定履歴            制定：2001年9月4日            改定：2001年12月17日            改定：2002年1月14日            改定：2002年4月15日            改定：2002年6月12日            改定：2003年5月27日            改定：2005年5月24日            改定：2006年11月29日</p>	<p>制定・改定履歴            制定：2001年9月4日            改定：2001年12月17日            改定：2002年1月14日            改定：2002年4月15日            改定：2002年6月12日            改定：2003年5月27日            改定：2005年5月24日            改定：2006年11月29日</p>



現 行 規 約	変 更 案
改定：2008年5月29日 改正：2010年5月28日 改正：2010年10月26日 改正：2012年5月25日 改正：2013年3月1日 改正：2014年5月28日 改正：2015年11月30日 改正：2017年11月29日 改正：2019年11月27日	改定：2008年5月29日 改正：2010年5月28日 改正：2010年10月26日 改正：2012年5月25日 改正：2013年3月1日 改正：2014年5月28日 改正：2015年11月30日 改正：2017年11月29日 改正：2019年11月27日 改正：2021年11月26日

## 第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員尾崎輝郎から、本投資主総会の終結の時をもって執行役員を辞任したい旨の申し出がありましたので、後任の執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案によって選任される執行役員の任期は、本投資法人規約第21条第1項但書に基づき、就任する2021年11月26日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議題とする投資主総会の終結の時までとします。

また、本議案は、2021年10月20日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意を得て提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
み　　うら　　ひろし 三　　浦　　洋 (1959年4月16日生)	1985年4月 英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人） 入所
	1989年8月 公認会計士 登録
	1992年2月 アーサーアンダーセン ニューヨーク事務所 赴任
	2006年6月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人） 代表社員
	2009年7月 KPMG ロンドン事務所 赴任（EMA欧州GJP統括）
	2013年10月 有限責任あずさ監査法人 専務理事
	2019年7月 同監査法人 専務役員
	2021年6月 株式会社丸和運輸機関 社外監査役（現職）
	2021年7月 公認会計士三浦洋国際マネジメント事務所 代表（現職）

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

### 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第21条第3項に基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、執行役員に就任する前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

なお、本議案は、2021年10月20日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意を得て提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
はつ とり たけし 服 部 毅 (1967年12月1日生)	1991年4月 三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社） 入行 1995年5月 不動産鑑定士 登録 1999年9月 財団法人日本不動産研究所（現一般財団法人日本不動産研究所） 入所 2006年3月 青山リアルティ・アドバイザーズ株式会社 取締役副社長 2009年3月 プルデンシャル・リアルエステート・インベスターズ・ジャパン株式会社（現PGIMリアルエステート・ジャパン株式会社） 投資委員会外部委員（現職） 2014年5月 本投資法人 監督役員（現職） 2014年6月 青山リアルティ・アドバイザーズ株式会社 代表取締役副社長（現職）

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の監督役員（現職）であり、第4号議案における監督役員候補者です。
- ・上記補欠執行役員候補者が第4号議案に基づき本投資法人の監督役員に選任された場合において、その後、本投資法人の執行役員が欠けた結果、当該補欠執行役員候補者が本投資法人の執行役員に就任するときは、当該監督役員を辞任する予定です。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき

行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

#### 第4号議案：監督役員3名選任の件

監督役員片岡良平から、本投資主総会の終結の時をもって監督役員を辞任したい旨の申し出があり、また、小池敏雄及び服部毅の2名から、ほかの監督役員と就任の時期を揃えるため、本投資主総会の終結の時をもって監督役員をいったん辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて監督役員3名の選任をお願いするものです。なお、本議案によって選任される監督役員の任期は、本投資法人規約第24条第1項但書に基づき、就任する2021年11月26日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議題とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
1	小池敏雄 (1960年4月7日生)	1984年4月 株式会社石川島播磨重工業（現株式会社IH I）入社 1987年10月 監査法人中央会計事務所 入所 1991年6月 公認会計士 登録 1991年8月 ソロモン・ブラザーズ東京支店（現シティグループ証券株式会社）入社 ディレクター 2000年5月 監査法人太田昭和センチュリー（現EY新日本有限責任監査法人）入所 金融サービス部パートナー 2010年1月 小池公認会計士事務所 開業（現職） 2010年1月 独立行政法人農業者年金基金 監事 2011年2月 リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社 監査役 2011年10月 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（現独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構） 非常勤監事 2013年6月 日本モーゲージサービス株式会社 監査役 2014年5月 本投資法人 監督役員（現職） 2015年6月 日本モーゲージサービス株式会社 取締役（現職）

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
2	はっ とり たけし 服 部 毅 (1967年12月1日生)	1991年4月 三井信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社) 入行 1995年5月 不動産鑑定士 登録 1999年9月 財団法人日本不動産研究所(現一般財団法人日本不動産研究所) 入所 2006年3月 青山リアルティー・アドバイザーズ株式会社 取締役副社長 2009年3月 プルデンシャル・リアルエステート・インベスターズ・ジャパン株式会社(現PGIMリアルエステート・ジャパン株式会社) 投資委員会外部委員(現職) 2014年5月 本投資法人 監督役員(現職) 2014年6月 青山リアルティー・アドバイザーズ株式会社 代表取締役副社長(現職)
3	おし み ゆ か こ 押 味 由佳子 (1976年8月11日生) (注) 押味由佳子の 戸籍上の氏名は 齋藤由佳子であ ります。	2002年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2002年10月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2011年4月 株式会社リコー(出向) 2014年9月 柴田・鈴木・中田法律事務所 入所(現職) 2015年6月 株式会社JPホールディングス 社外監査役 2015年12月 オリックス・アセットマネジメント株式会社 リスク・コンプライアンス委員会外部委員 (現職) 2019年3月 富士ソフト株式会社 社外監査役(現職) 2019年6月 株式会社クレハ 社外監査役(現職) 2020年12月 日本シエムケイ株式会社 社外監査役

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者服部毅は、第3号議案における補欠執行役員候補者であり、第3号議案に基づき本投資法人の補欠執行役員に選任された場合において、その後、本投資法人の執行役員が欠けた結果、当該監督役員候補者が本投資法人の執行役員に就任するときは、監督役員を辞任する予定です。
- ・本議案が承認可決された場合、上記監督役員候補者押味由佳子は、2021年11月26日までにオリックス・アセットマネジメント株式会社のリスク・コンプライ

アンス委員会外部委員を退任する予定です。

- 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第17条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

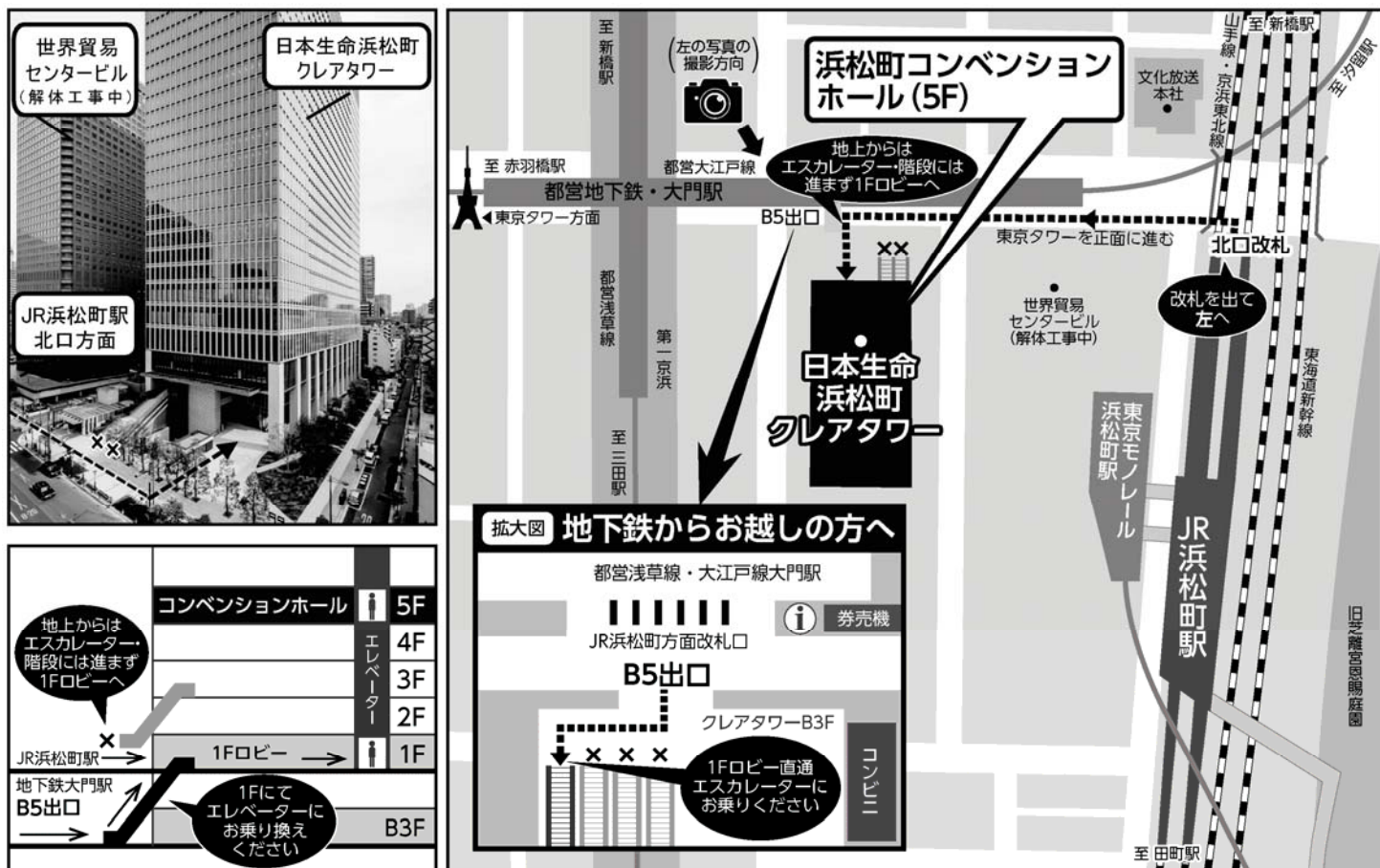
なお、上記の第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上



## 投資主総会会場ご案内図

日本生命浜松町クレアタワー 5階  
 浜松町コンベンションホール 大ホール  
 〒105-0013 東京都港区浜松町二丁目3番1号  
 代表 TEL. 03-6432-4075



### 交通のご案内

- JR（山手線・京浜東北線）  
 浜松町駅北口から徒歩約2分  
 北口改札を出て道路に沿って西側（改札から見て左側）を直進ください。  
 ※東京タワーを正面に進みます。
- 都営地下鉄浅草線（京浜急行線・京成線乗入）・都営地下鉄大江戸線  
 大門駅B5出口直結（1Fロビー直通エスカレーターにお乗りください。）

本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

[お願い]

- 駐車場・駐輪場の準備はいたしていませんので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。